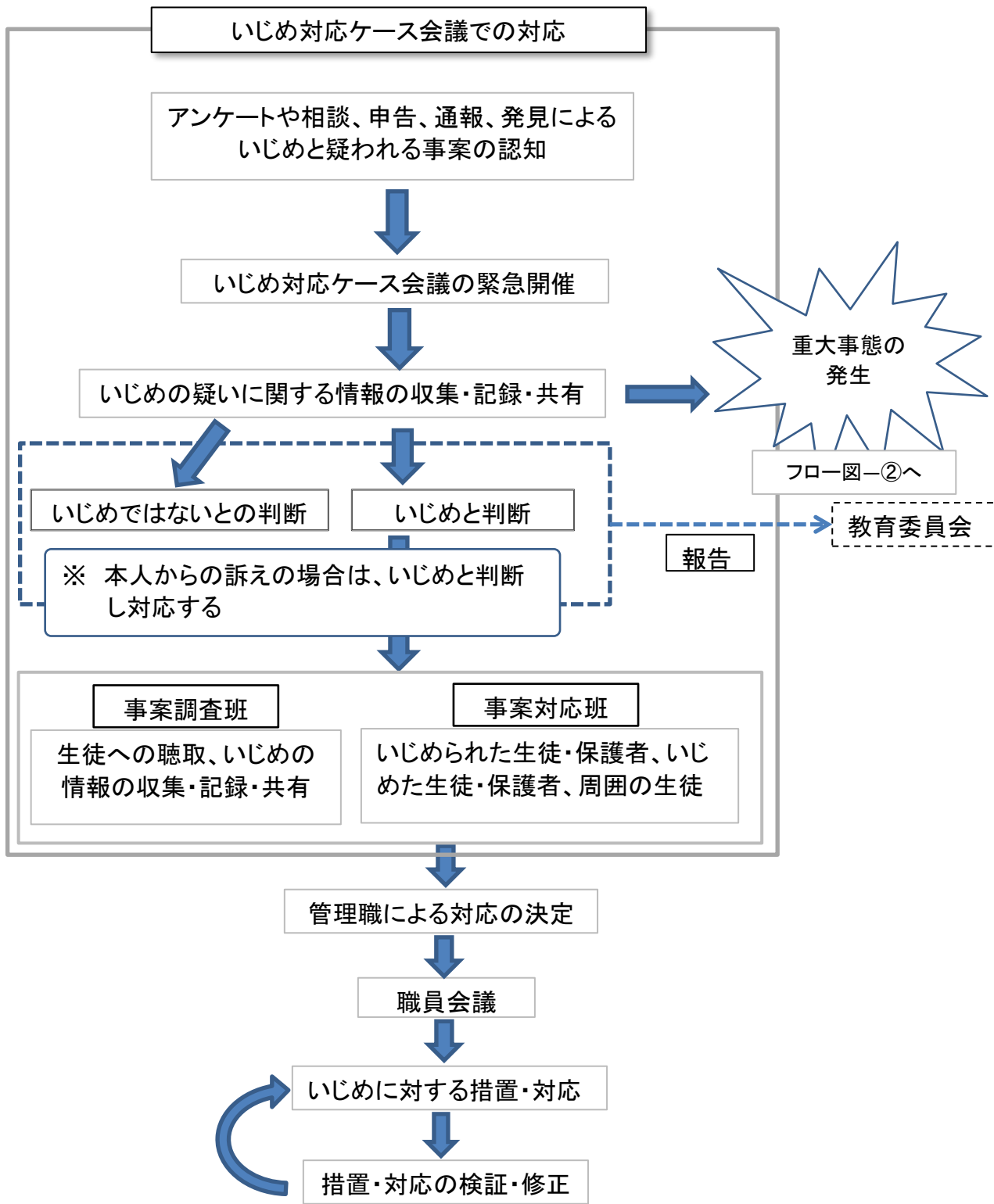
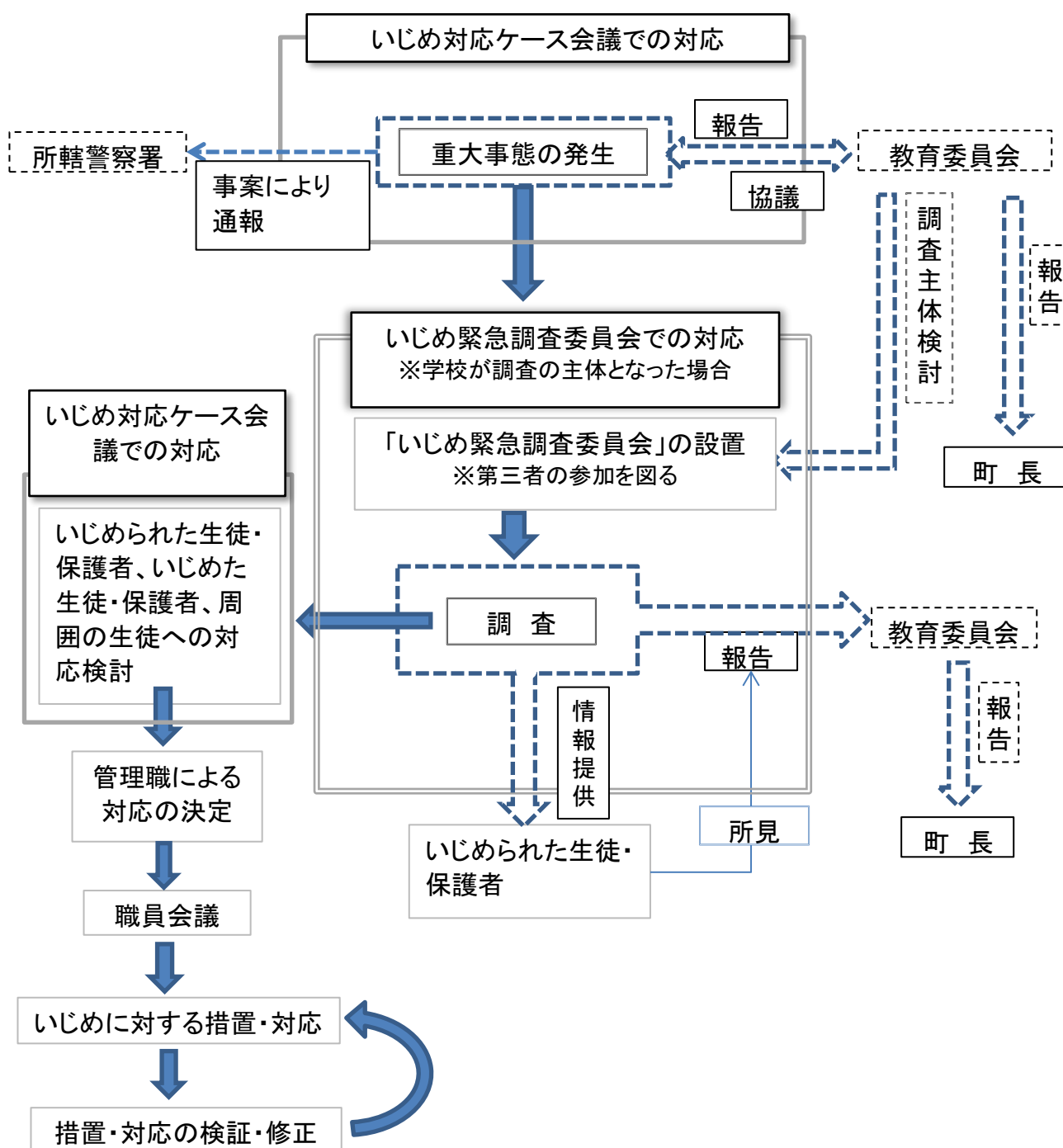


○ いじめ事案への対応フロー図-①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。

○ いじめ事案への対応フロー図－②



- ※ 重大事態の調査主体が二宮町教育委員会の場合は、二宮町教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。